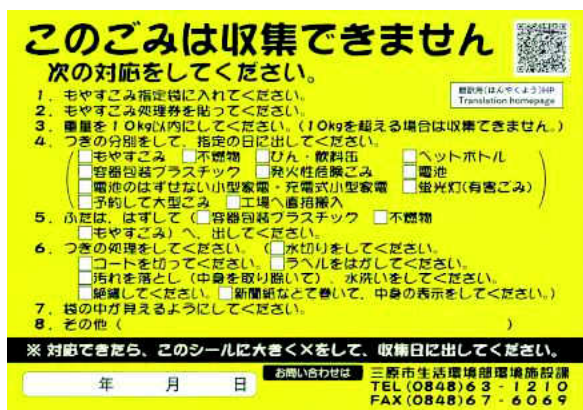


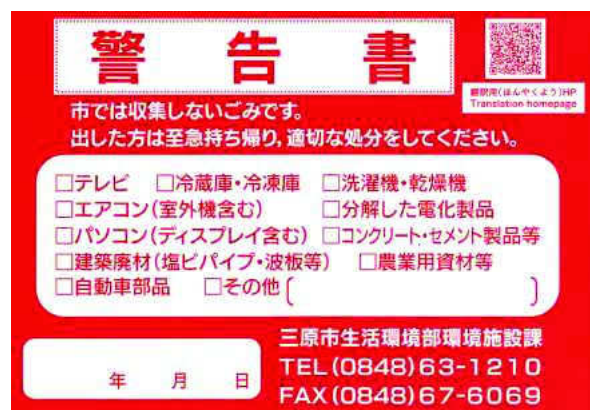
収集できないごみは、ステッカーを貼って残します。

ごみの出し方
の注意点
P.1~7

- 1 違反指導ステッカー（黄色）は、出されたごみが分別できていない時に貼ります。出した人は持ち帰り、分別ガイドで確認し正しい分別をして出してください。
- 2 警告ステッカー（赤色）は、市が収集しないごみに貼ります。出した人は持ち帰り、適切な処分をしてください。
- 3 それでもなお放置されている場合は、排出物の調査を行います。特に悪質な場合は、不法投棄として告発することもあります。
- 4 しかし、長期間の放置は衛生上問題があります。その時は、生活環境推進員・町内会等関係者と協議し、必要な対応をします。



(違反指導ステッカー)



(警告ステッカー)

チェック項目

- 収集日（もやすごみ、不燃物、びん・飲料缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、発火性・有害ごみ、大型ごみの日）ですか？
- もやすごみ指定袋・処理券を貼って、ごみを出していますか？
- 大型ごみの予約はしていますか？
- 重さ10kg以内ですか？
- 分別の確認はしましたか？
- ペットボトル・びん・かんのはずしたふたは、金属製は不燃物へ、プラスチック製は容器包装プラスチックへ、コルクはもやすごみへ分別していますか？
- 水洗いをして、汚れを落としていますか？
- 袋の中は見えますか？

チェックができれば違反指導ステッカーに×をして、収集日に出してください。

ごみの出し方で分からないことは、お気軽にお尋ねください。

【問い合わせ先】環境施設課

電話 (0848)63-1210

FAX (0848)67-6069